

平成31年度障害保健福祉関係予算案の概要

厚生労働省
障害保健福祉部

◆予算額 (30年度予算額) (31年度予算案)
1兆8,648億円 → 2兆22億円(+1,374億円、+7.4%)

【主な施策】※()内は平成30年度予算額

① 良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保 1兆4,542億円 (1兆3,317億円)

障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスや障害児支援等に必要な経費を確保する。

(消費税率引上げに伴う改定率)	0.44%	
(障害福祉人材の処遇改善)	93.6億円	※1兆4,542億円の内数
(障害児の児童発達支援の無償化)	6.9億円	※1兆4,542億円の内数

② 地域生活支援事業等の拡充 495億円 (493億円) 【一部新規】

意思疎通支援や移動支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、必要額を確保しつつ、事業の拡充を図る。

③ 障害福祉サービスの提供体制の基盤整備 (施設整備費) 195億円 (72億円)

就労移行支援事業等を行う日中活動系事業所や地域移行の受け皿としてのグループホーム等の整備促進を図るとともに、耐震化整備や非常用自家発電設備整備等の防災・減災対策の強化を図る。

(参考) 平成30年度2次補正予算案 50億円

障害者支援施設等における耐震化整備や倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修に加え、大規模停電時に医療的配慮が必要な入所者等の安全を確保するための非常用自家発電設備の整備に必要な経費を補助する。

④ 医療的ケア児に対する支援

地域生活支援事業等のうち1.3億円(68百万円)及び75百万円(1.8億円)【一部新規】

医療的ケア児等コーディネーターの配置や医療的ケア児等への支援者の養成を行うとともに、地域で関係者が協議を行う場の設置や医療的ケア児等の家族への支援を行うなど、総合的な支援を実施するとともに、ICTを活用し外出先でも適切な医療を受けられる体制の整備を図る。

⑤ 教育と福祉の連携の推進 **地域生活支援事業等の内数【新規】**

市町村内における家庭・教育・福祉の連携促進等を図るため、発達障害、医療的ケア児等について協議を行う場の設置や福祉機関と教育機関等との連携の役割を担うコーディネーターを市町村に配置する。

⑥ 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進 **3.8億円(4.1億円)【一部新規】**

発達障害児者及びその家族の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を実施する。また、発達障害児者の診断に係る初診待機の解消を進めるため、発達障害のアセスメントの実施や、医療機関におけるアセスメントに対応できる職員の配置などにより、診断を行う医療機関の負担を軽減することで、医療機関での診療時間の短縮を図る等の取組を推進する。

⑦ 芸術文化活動の支援の推進 **3.0億円(2.8億円)**

障害者文化芸術活動推進法(平成30年6月)を踏まえ、芸術文化活動を通じた障害者の社会参加を一層推進するため、地域における障害者の芸術文化活動への支援を強化するとともに、全国に展開するための支援等を実施する。

⑧ 視覚障害者等の読書環境の向上 **3.8億円(1.8億円)及び地域生活支援事業等の内数【一部新規】**

マラケシュ条約の批准(平成31年1月発効)や著作権法の改正(平成31年1月施行)を踏まえ、障害者の読書環境を一層推進するため、障害者が利用しやすい図書の製作やサピエを活用した提供を促進するとともに、地域の障害者に対するICT機器やサピエの利活用支援を行い、情報アクセシビリティの向上を図る。

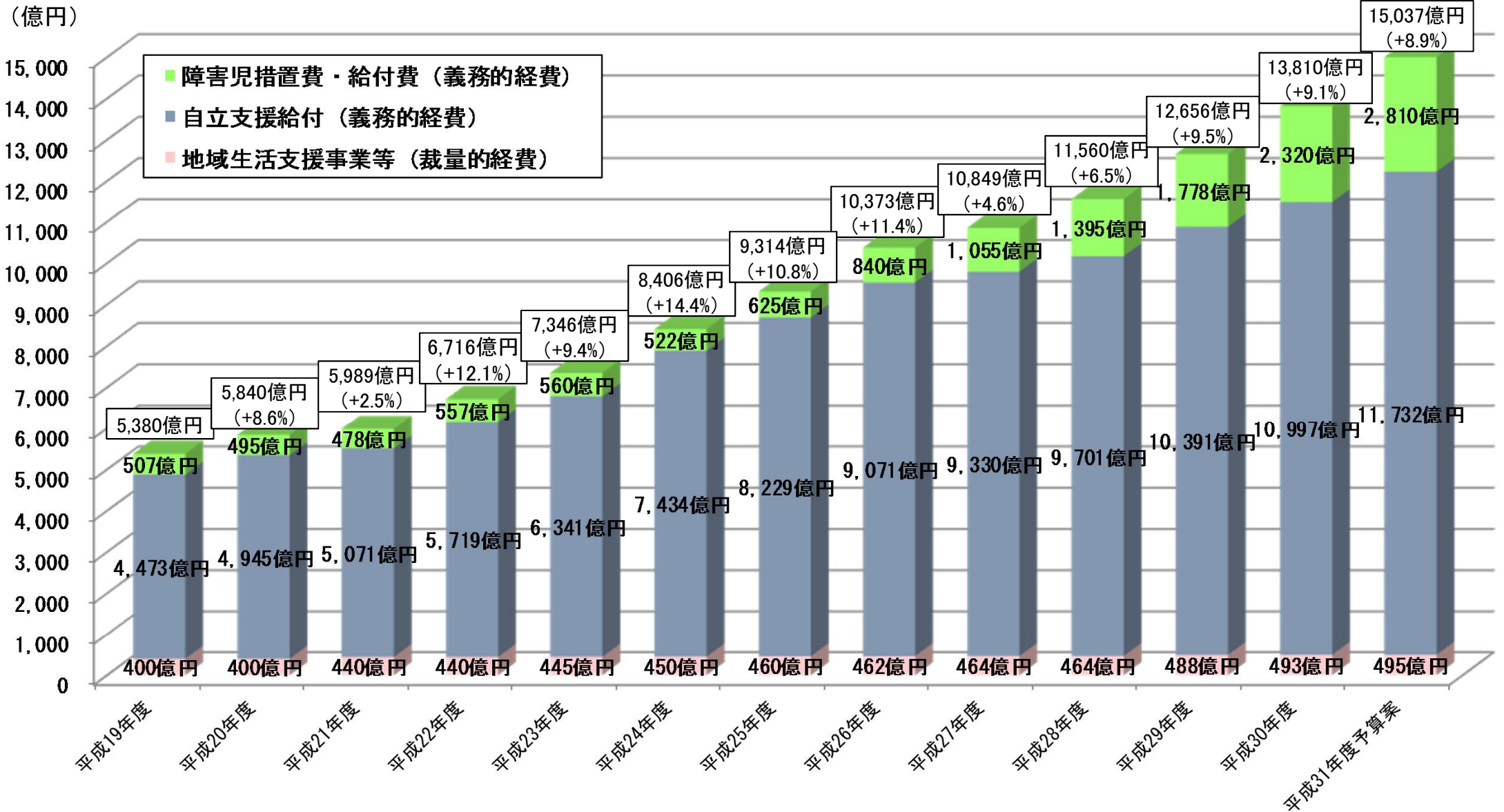
⑨ 障害者自立支援機器の開発の促進 **1.2億円(1.5億円)【一部新規】**

企業のシーズと障害者のニーズとのマッチングや機器の開発企業に対する支援を実施するとともに、特に障害者のニーズが高い製品を特定し、その開発に取り組む企業に対する支援を強化する。

- ⑩ 障害者支援施設等におけるロボット等の導入モデル事業の実施 **15百万円【新規】**
障害福祉の現場におけるロボット技術の活用による介護業務の負担軽減等を推進するため、ロボット等の施設・事業所への導入を支援するとともに、その効果を検証するモデル事業を実施する。
- ⑪ 就労支援事業所等で働く障害者への支援の推進 **5.6億円（3.6億円）**
就労継続支援事業所等の利用者の工賃や賃金を向上させるため、就労継続支援事業所等に対する経営改善支援や販路開拓等のための支援を促進する。
また、農福連携を推進し、農業分野での障害者の就労支援に向け、障害者就労施設等への農業の専門家の派遣による農業技術に係る指導・助言や6次産業化支援、農業に取り組む障害者就労施設等によるマルシェの開催等の支援を実施する。
- ⑫ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 **5.7億円（5.6億円）【一部新規】**
精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、都道府県等と精神科病院等との重層的な連携による支援体制を構築するなど、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進するとともに、地域住民の理解を深めるためのシンポジウムの開催等の普及啓発を実施する。
- ⑬ アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の推進 **8.1億円（6.1億円）【一部新規】**
依存症対策の全国拠点において、依存症に関する情報提供機能の強化を図る。また、都道府県等において、人材育成や医療・相談体制の整備を推進するとともに、依存症専門医療機関等と精神科救急医療施設等との連携体制を構築する。更に自助グループ等の民間団体への支援を充実する。
- ⑭ 災害からの復旧・復興への支援 **13億円及び被災者支援総合交付金（177億円）の内数（22億円）**
東日本大震災により被災した社会福祉施設等の災害復旧に対する支援等を実施するとともに、被災者の精神保健面の支援のため、専門職による相談支援等を実施するとともに、自主避難者等への支援などを通じて、専門的な心のケア支援の充実・強化を図る。また、熊本地震、平成30年7月豪雨及び北海道胆振東部地震による被災者の専門的な心のケア支援についても引き続き実施する。

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は12年間で約2.8倍に増加している。



(注1) 平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。

(注2) 平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

(注3) 平成29年度以降の地域生活支援事業等には地域生活支援促進事業分も含まれる。

平成31年度 障害保健福祉部予算案の概要

◆予算額

(30年度予算額) (31年度予算案) (対前年度増▲減額、伸率)
 1兆8,648億円 → 2兆22億円 (+1,374億円、+7.4%)

◆障害福祉サービス関係費 (自立支援給付費+障害児措置費・給付費+地域生活支援事業費等)

(30年度予算額) (31年度予算案) (対前年度増▲減額、伸率)
 1兆3,810億円 → 1兆5,037億円 (+1,227億円、+8.9%)

【主な事項】 ※括弧内は30年度予算額

- 良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保 (P2) 1兆4,542億円(1兆3,317億円)

① 消費税率引上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定率	0.44%
② 障害福祉人材の処遇改善	93.6億円※
③ 就学前の障害児の発達支援の無償化	6.9億円※
※1兆4,542億円の内数	
- 地域生活支援事業等の拡充【一部新規】(P2) 495億円(493億円)
- 障害福祉サービス提供体制の整備(P2) 195億円(72億円)

【平成30年度二次補正予算案】	
障害者支援施設等の耐震化整備、非常用自家発電設備整備等	50億円
- 芸術文化活動の支援の推進(P5) 3.0億円(2.8億円)
- 視覚障害者等の読書環境の向上【一部新規】(P5) 3.8億円(1.8億円)
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【一部新規】(P6) 5.7億円(5.6億円)
- 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進【一部新規】(P7) 3.8億円(4.1億円)
- 障害者に対する就労支援の推進(P8) 1.4億円(1.2億円)
- 依存症対策の推進【一部新規】(P9) 8.1億円(6.1億円)



1 障害福祉サービス等の確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進 1兆9,794億円(1兆8,419億円)

○ 障害福祉サービス等の確保、地域生活支援等

(1) 良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保

① 障害児・障害者に対する良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保

1兆4,542億円(1兆3,317億円)

うち障害児支援関係 2,810億円(2,320億円)

障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスや障害児支援を総合的に確保する。

また、消費税引き上げに伴う増分について、必要な経費を計上する。

・消費税率引上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定率 +0.44%

② 障害福祉人材の処遇改善 93.6億円 ※1兆4,542億円の内数

障害福祉人材について、介護人材と同様の処遇改善を行う観点から対応を行う。

③ 就学前の障害児の発達支援の無償化 6.9億円 ※1兆4,542億円の内数

幼児教育・保育の無償化にあわせて、就学前の障害児の発達支援の無償化を行う。

(2) 地域生活支援事業等の拡充【一部新規】 495億円(493億円)

意思疎通支援や移動支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、地域の特性や利用者の状況に応じ、事業の拡充を図る。また、地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として位置付け、質の高い事業実施を図る。

(3) 障害福祉サービス提供体制の整備(社会福祉施設等施設整備費)

195億円(72億円)

障害者等の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、就労移行支援事業等を行う日中活動系事業所やグループホーム、障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備を促進するとともに、耐震化整備や非常用自家発電設備整備等の防災・減災対策の強化を図る。

(参考)【平成30年度二次補正予算案】

○ 障害者支援施設等の耐震化整備、非常用自家発電設備整備等 50億円

障害者支援施設等における耐震化整備や倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修に加え、大規模停電時に医療的配慮が必要な入所者等の安全を確保するための非常用自家発電設備の整備に必要な経費を補助する。

(4) 障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供

2,460億円(2,452億円)

心身の障害の状態を軽減し、自立した日常生活等を営むために必要な自立支援医療(精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療)や障害児入所施設等を利用する者に対する医療を提供する。また、自立支援医療の利用者負担のあり方については、引き続き検討する。

(5) 特別児童扶養手当、特別障害者手当等 1,681億円(1,637億円)

特別児童扶養手当及び特別障害者手当等の支給を行う。

(6) 障害者支援施設等におけるロボット等の導入モデル事業の実施【新規】

15百万円

障害福祉の現場におけるロボット技術の活用による介護業務の負担軽減等を推進するため、ロボット等の施設・事業所への導入を支援するとともに、その効果を検証するモデル事業を実施する。

(7) 障害児・障害者虐待防止、権利擁護などに関する総合的な施策の推進

① 障害者虐待防止の推進【一部新規】

地域生活支援事業等のうち 6.1億円(4.9億円)

都道府県や市町村で障害児・障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、専門性の高い職員による家庭訪問や相談等の取組を充実するとともに、地域の関係機関の協力体制の整備、関係機関職員への研修等の実施、障害児・障害者虐待の通報義務等の制度の周知を図ることにより、支援体制を強化する。

② 障害児・障害者虐待防止・権利擁護に関する人材養成の推進

13百万円(14百万円)

国において、障害児・障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修等を実施する。

③ 成年後見制度の利用促進のための体制整備 地域生活支援事業等の内数

成年後見制度の利用に要する費用の補助や法人後見に対する支援等を行うことにより、成年後見制度の利用促進を図る。

(8) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援 8.9億円(10億円)

重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高いこと等により訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村に対する補助事業について、小規模な市町村に重点を置いた財政支援を行う。

(9) 強度行動障害を有する者の支援を行う職員の育成

地域生活支援事業等の内数

強度行動障害を有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を進めるため、都道府県による強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）を実施する。

(10) 医療的ケア児に対する支援【一部新規】

地域生活支援事業等のうち 1. 3億円（68百万円）及び
75百万円（1. 8億円）

地域において、医療的ケア児を受け入れる体制を促進するため、医療的ケア児等コーディネーターの配置や医療的ケア児等への支援者の養成を行うとともに、地域で関係者が協議を行う場の設置や医療的ケア児等の家族への支援を行うなど、総合的な支援を実施する。

また、ICT を活用し、外出先でも適切な医療を受けられる体制の整備を図る。

(11) 教育と福祉の連携の推進【新規】

地域生活支援事業等の内数及び3百万円

市町村内における家庭・教育・福祉の連携促進及び地域支援対応力の向上を図るため、発達障害、医療的ケア児等について協議を行う場の設置や福祉機関と教育機関等との連携の役割を担うコーディネーターを市町村に配置する。

また、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、教育分野や福祉分野における発達障害者支援指導者向けの研修カリキュラムを作成する。

(12) 共生社会の実現に向けた取組の推進

① 「心のバリアフリー」を広める取組の推進

地域生活支援事業等の内数

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を身近な地域で広めるための取組について拡充を図る。

② 障害福祉従事者等に対する共生社会の基本理念の普及啓発

1 1百万円（9百万円）

障害福祉従事者や事業経営者等が改めて共生社会の基本理念等を学び、それを実践につなげていくことを目的とした研修を実施する。

(13) 主任相談支援専門員の養成等

1 5百万円（1 4百万円）

地域における相談支援等の指導的役割を果たす主任相談支援専門員を養成するための研修を実施するとともに、主な配置先となる基幹相談支援センターにおける設置促進及び機能強化を図るための取組を実施する。

(14) 重度訪問介護利用者の大学等の修学支援 地域生活支援事業等の内数
重度訪問介護の利用者が大学等に修学するに当たって必要な身体介護等を、大学等における支援体制が構築されるまでの間において提供する。

(15) 障害者施策に関する調査・研究の推進 5億円(4億円)
障害者施策全般にわたり解決すべき課題について、現状と課題を科学的に検証・分析し、その結果を政策に反映させていくため、調査・研究等への補助を拡充する。

○ 障害児・障害者の自立及び社会参加の支援等

(1) 芸術文化活動の支援の推進 3.0億円(2.8億円)
(うち地域生活支援事業等 71百万円(71百万円)ほか)
障害者文化芸術活動推進法(平成30年6月施行)を踏まえ、芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)を通じた障害者の社会参加を一層推進するため、地域における障害者の芸術文化活動への支援(相談、研修、ネットワークづくり等)を強化するとともに、全国に展開する。また、全国障害者芸術・文化祭開催県にコーディネーターを配置し、各地域でのサテライト開催との連携促進を図る。

(2) 障害者自立支援機器の開発の促進【一部新規】 1.2億円(1.5億円)
障害者自立支援機器の実用的製品化を促進するため、企業のシーズと障害者のニーズとのマッチングや機器の開発企業に対する支援を実施するとともに、特に障害者のニーズが高い製品を特定し、その開発に取り組む企業に対する支援を強化する。

(3) 視覚障害者等の読書環境の向上【一部新規】
3.8億円(1.8億円)及び地域生活支援事業等の内数
マラケシュ条約の批准(平成31年1月発効)や著作権法の改正(平成31年1月施行)を踏まえ、障害者の読書環境の向上を一層推進するため、障害者が利用しやすい図書の製作やサピエを活用した提供を促進する。また、地域の障害者に対するICT機器やサピエの利活用支援を行い、情報アクセシビリティの向上を図る。

※ サピエ:視覚障害者等が、インターネットを活用して点字・音声図書をダウンロードできるシステム

(4) 障害児・障害者の社会参加の促進【一部新規】
26億円(26億円)及び地域生活支援事業等の内数
手話通訳士確保対策の推進、手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者向け通訳・介助員養成の支援、ヒアリンググループなど聴覚障害者の「きこえ」を支援する機器の普及、電話リレーサービスや失語症者向け意思疎通支援者の派遣の全国的な実施、身体障害者補助犬の育成等により、障害児・障害者の社会参加の促進を図る。

2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進

214億円（205億円）
（※地域生活支援事業計上分を除く）

（1）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【一部新規】

5.7億円（5.6億円）

（うち地域生活支援事業等 5.3億円ほか）

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、住まいの確保支援を含めた精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。このため、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、都道府県等と精神科病院、その他医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進するとともに、新たに精神障害者に対する地域住民の理解を深めることを目的としたシンポジウムの開催等の普及啓発事業を実施する。

（2）精神科救急医療体制の整備【一部新規】（一部後掲） 17億円（17億円）

地域で生活する精神障害者の病状の急変時において、早期に対応が可能な医療体制及び精神科救急情報センターの相談体制を確保するため、引き続き地域の実情に応じた精神科救急医療体制を整備する。

また、依存症患者が救急医療を受けた後に適切な専門医療や支援等を継続して受けられるよう、依存症専門医療機関等と精神科救急医療施設等との連携体制を構築する。

（3）心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療提供体制の整備の推進 189億円（180億円）

心神喪失者等医療観察法に基づく医療を円滑に行うため、引き続き指定入院医療機関を整備し、地域偏在の解消を進める。

また、指定医療機関の医療従事者等を対象とした研修や指定医療機関相互の技術交流等により、更なる医療の質の向上を図る。

（4）てんかんの地域診療連携体制の整備 8百万円（7百万円）

てんかんの治療を専門的に行っている医療機関を「てんかん診療拠点機関」として指定し、関係機関との連携・調整等の実施及び各診療拠点機関で集積された知見の評価・検討を行うため「てんかん診療全国拠点機関」を設け、てんかんの診療連携体制を整備する。

- (5) 摂食障害治療体制の整備 10百万円(10百万円)
摂食障害の治療を専門的に行っている医療機関を「摂食障害治療支援センター」として指定し、関係機関との連携・調整等の実施及び各支援センターで集積された知見の評価・検討を行うため「摂食障害全国基幹センター」を設け、摂食障害の診療連携体制を整備する。

3 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進 3.8億円(4.1億円)
(※地域生活支援事業計上分を除く)

(1) 発達障害児・発達障害者とその家族に対する支援

地域生活支援事業等のうち 1.3億円(1.3億円)

発達障害児者及びその家族の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポートや発達障害児者の家族に対するペアレントトレーニング等を市町村において実施することを推進する。

(2) 発達障害の初診待機解消【一部新規】

地域生活支援事業等のうち 81百万円(1.0億円)

発達障害児者の診断に係る初診待機の解消を進めるため、発達障害の医療ネットワークを構築し、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を行うための実地研修等の実施に加え、発達障害のアセスメントの実施や、医療機関におけるアセスメントに対応できる職員の配置などにより、診断を行う医療機関の負担を軽減することで、医療機関での診療にかかる時間の短縮を図るとともに、その成果について効果検証を行う。

(3) 発達障害に関する理解促進及び支援手法の普及 1.4億円(1.4億円)

全国の発達障害者支援センターの中核拠点としての役割を担う、国立障害者リハビリテーションセンターに設置されている「発達障害情報・支援センター」で、発達障害に関する各種情報を発信するとともに、困難事例に係る支援をはじめとする支援手法の普及や国民の理解の促進を図る。

また、「世界自閉症啓発デー」(毎年4月2日)などを通じて、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい理解と知識の普及啓発等を行う。

4 障害者に対する就労支援の推進

14億円(12億円)

(※地域生活支援事業計上分を除く)

(1) 工賃向上等のための取組の推進

地域生活支援事業等のうち 2.9億円(90百万円)

一般就労が困難な障害者の自立した生活を支援する観点から、就労継続支援事業所などに対し、経営改善、商品開発、市場開拓や販路開拓等に対する支援を行うとともに、在宅障害者に対する ICT を活用した就業支援体制の構築に向けたモデル事業を実施する。

また、共同受注窓口における関係者による協議体を設置し、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進することにより、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図る。

(2) 障害者就業・生活支援センター事業の推進

地域生活支援事業等のうち 8.1億円(8.2億円)

就業に伴う日常生活の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活面の支援などを実施する。

また、就労継続支援事業の利用から一般就労への移行や、加齢や重度化による一般就労から就労継続支援事業の利用への移行など障害者の能力に応じた就労の場に移行できるようにするための支援を行う。

(3) 農福連携による障害者の就農促進

地域生活支援事業等のうち 2.7億円(2.7億円)

農業分野での障害者の就労支援に向け、障害者就労施設等への農業の専門家の派遣による農業技術に係る指導・助言や6次産業化支援、農業に取り組む障害者就労施設等によるマルシェの開催等の支援を実施する。

(4) 工賃等向上に向けた全国的支援体制の構築

12百万円(12百万円)

全国の工賃・賃金向上の実事例を収集し周知するとともに、工賃・賃金の一層の向上を目指す就労継続支援事業所を支援するモデル事業を実施する。

5 アルコール健康障害対策・薬物依存症対策・ギャンブル等依存症対策の推進	8. 2億円(6. 3億円)
--------------------------------------	----------------

○依存症対策の推進 8. 1億円(6. 1億円)

(1) 全国拠点機関における依存症医療・支援体制の整備

77百万円(69百万円)

依存症者やその家族等が適切な治療や必要な支援を受けられるよう、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の全国拠点機関において都道府県等の指導者の養成研修を実施するとともに、依存症の情報センターにおいてEラーニングによる情報発信等の強化を図り、依存症の医療・支援体制の整備を推進する。

(2) 地域における依存症の支援体制の整備【一部新規】(一部再掲)

7. 0億円(5. 2億円)

依存症者やその家族等が地域で適切な治療や必要な支援も受けられるよう、引き続き都道府県等の人材養成や医療体制・相談体制の整備を推進するとともに、受診後の患者支援に係るモデル事業について、民間団体の支援員を招いた院内ミーティングの開催等の支援を拡充する。

また、依存症患者が救急医療を受けた後に適切な専門医療や支援等を継続して受けられるよう、依存症専門医療機関等と精神科救急医療施設等との連携体制を構築する。

これらの他、依存症の実態解明や地域での現状・課題に関する調査を実施するとともに、依存症者やその家族等が地域の治療や支援につながるよう、依存症に関する正しい知識と理解を広めるための普及啓発を実施する。

(3) 依存症問題に取り組む民間団体の支援

29百万円(18百万円)及び地域生活支援事業等の内数

① 民間団体支援事業(全国規模で取り組む団体)

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症者やその家族等の支援について、全国規模で実施している自助グループ等民間団体における支援ネットワークの構築や相談支援体制の強化を図る。

② 民間団体支援事業(地域で取り組む団体)

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症者やその家族等の支援について、地域で実施している自助グループ等民間団体の活動(ミーティング活動や相談支援、普及啓発活動等)に関する支援を行う。

○アルコール健康障害対策の推進

17百万円（17百万円）

(1) アルコール健康障害対策理解促進事業

11百万円（11百万円）

アルコール関連問題啓発週間関係事業の開催やポスターの作成等により、アルコール健康障害に関する正しい理解の普及啓発を行う。

(2) アルコール健康障害対策連携推進事業

3百万円（3百万円）

都道府県のアルコール健康障害対策推進計画の策定を促すため、有識者（アドバイザー）等派遣や担当者会議を開催し、都道府県のアルコール健康障害対策を推進する。

6 東日本大震災等の災害からの復旧・復興への支援

(1) 障害福祉サービス事業所等の災害復旧に対する支援（復興）

6. 5億円（55百万円）

東日本大震災で被災した障害福祉サービス事業所等のうち、各自治体の復興計画で、平成31年度に復旧が予定されている事業所等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

(2) 障害福祉サービスの再構築支援（復興）

2. 1億円（2. 1億円）

被災地の障害者就労支援事業所の業務受注の確保、流通経路の再建の取組や障害福祉サービス事業所等の事業再開に向けた体制整備等に必要な経費について、財政支援を行う。

(3) 帰還困難区域等での障害福祉制度の特別措置（復興） 1 5百万円（1 5百万円）

東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等・旧避難指示解除準備区域等の住民について、障害福祉サービス等の利用者負担の免除の措置を延長する場合には、引き続き市町村等の負担を軽減するための財政支援を行う。

(4) 被災地心のケア支援体制の整備（一部復興）

3. 9億円及び被災者支援総合交付金（1 7 7億円）の内数（1 9億円）

東日本大震災による被災者の精神保健面の支援のため、専門職による相談支援等を実施するとともに、自主避難者等への支援などを通じて、引き続き専門的な心のケア支援を図る。また、被災地の様々な心のケア活動に係る調査研究等を実施する。

さらに、熊本地震による被災者の専門的な心のケア支援を引き続き実施するとともに、平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震による被災者の心のケアに対応するため、市町村等が行う被災者の専門的な心のケア支援を引き続き実施する。

（参考）【平成30年度一次補正予算】

- 障害者支援施設等の災害復旧 1 7億円
平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震等により被災した障害者支援施設等の復旧に要する費用に対して補助を行う。
- 障害福祉サービス等の利用者負担軽減措置 1 4百万円
平成30年7月豪雨により被災した住民について、障害福祉サービス等を利用した際の利用者負担の免除等を実施した場合に、市町村の負担を軽減するための財政支援を行う。
- 被災者の心のケア支援 1 2百万円
北海道胆振東部地震による被災者等に対する心のケアを行うため、専門職種（精神保健福祉士等）による相談支援等、精神保健活動を行うための体制を確保する費用を補助する。